

民主主義とは、

① 国民(主権者)が議論・説得し合い、

② 最終的には国民の**多数決**で政を決めることである。

①のプロセスで必要なのは、**【言論の自由】**である。

(理由) 国民は、諸々の情報に基づいて物事を判断する。国民は、ある政策実現のために必要な過半数の国民の賛同者を得るために、自らが情報を発信して草の根運動をする。その際、国は、言論の自由を制限してはならない。(憲法21条)

但し、自民党改憲案21条2項は、**【現憲法の「言論の自由」を否定】**している。

②のプロセスで必要なのは、**【1票等価値の投票権】**(人口比例選挙・1人1票選挙)である。

(理由) 国民が等価値の1票で投票しない限り、国民の多数決にならないからである。(憲法56条2項、1条、前文第1文)

国民(主権者)は、【各選挙区で、】自己の望む政策の実現を約束する政党の議員を1人1票の選挙(=人口比例の選挙)で選出して、その政党の議員を、国会で過半数にして、国民の多数意見で首相を選び、かつ立法することを最終目的とする。

ところが、福井選挙区の有権者数を基準として、同選挙区から2名が選出されるとし、人口比例で定数配分すれば、新潟選挙区の有権者は、6名の国会議員を選出できることになるのに、現在の非「人口比例」の選挙区割りでは、新潟選挙区からは2名しか選出できない。

最高裁の多数意見が、「憲法は、1人1票を要求している」と明言すれば、1人1票は実現する。

現在、**【1人1票を認めている最高裁判事】**は、鬼丸かおる判事、山本庸幸判事、千葉勝美判事、の3名である。

最高裁判決も、最高裁判事の多数決で決められる。

国民は、主権者として、1人1票を認めない最高裁判事を、衆院選挙と同時にされる最高裁裁判官国民審査の不信任票(×印)の有効投票の過半数で、罷免する権利を有している。(憲法79条)

次回国民審査対象の判事*のうち、1人1票に賛成でない判事は、以下の2名である。
*2016年4月現在

- × 小池 裕 裁判官 (裁判官出身)
- × 大谷 直人 裁判官 (裁判官出身)

最高裁裁判官国民審査は、選挙権同様、国民の参政権(政(まつりごと)に参加する権利)である。

